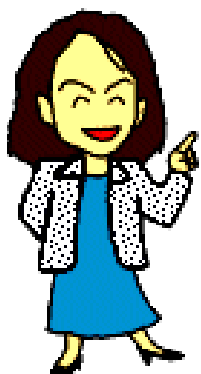


2026年度(令和8年度)

令和8年4月

北海道鷗川高等学校

# 学校のきまり



ハンドブック



## 生徒心得

下の表に従って、学校のきまりを確認してください。表は、左がきまり、右がそれを守れなかった場合や、保護者連携が必要な場合の対応になっています。

校内生活全般について、新しい問題が発生した場合は、その都度学校としての指導方針を決定して、新たな「きまり」について生徒及び保護者に周知します。

校則として決まっているもの	⇒	原則以下のような対応・指導をしていきます。 ・全教員対応・指導 ・担任対応・指導もしくは 学年指導部対応・指導 ・保護者連絡 ・保護者を含む面談(本人・担任) ・生徒指導部長指導 ・特別指導 (職員会議により以下から決定) 生徒指導部長注意 ※以下、特別指導の申し渡し時のみ保護者同伴 教頭説諭 校長訓戒 家庭・登校特別指導
---------------	---	---

### 1 礼儀

(1) 来客、教職員、生徒相互における言葉、動作の礼をつくすよう努める。	⇒	(1) 全教員指導
--------------------------------------	---	-----------

### 2 校内のきまり

#### (1) 登校

(1) 登校は8時45分まで教室入室とする。(チャイムの鳴り終わりで、教室に入室している状態) (2) 8時45分以降に登校した遅刻生徒は、職員室で遅刻届の手続きをし、HR担任または教科担任に届出用紙を提出してから教室へ入る。〈JR鶴川駅8:20分着〉	⇒	(1) 担任指導 (2) 担任指導、複数回続く場合は保護者連絡
---	---	------------------------------------

#### (2) 登下校の送迎

(1) 下校時間は原則18時10分とする。 〈JR鶴川駅18:30分発〉 (2) 登下校時の車での送迎は、保護者(それに準ずる関係)の車のみ可とする。卒業生や友人などの車での送迎は、事故の危険が高いため禁止とする。	⇒	(1) 全教員指導 (2) 学年指導部指導、保護者連絡
---	---	--------------------------------

#### (3) 外出

(1) 防犯上、途中外出禁止。登下校時間外は職員玄関から出入りする。 (2) やむを得ない理由で、登校後に校地外へ出る場合は、必ず担任の許可を取って、外出許可証を提出する。	⇒	(1) 担任指導、保護者連絡 (2) 担任指導、保護者連絡
---	---	----------------------------------

#### (4) 欠席・遅刻・入室

- (1) 欠席及び遅刻して登校する場合(忌引きも含む)LINEや欠席者連絡formで連絡をする。もしくは8時20分～8時30分までに保護者より学校へ電話連絡をする。JR等の遅延などで緊急の場合には、生徒本人から学校へ電話連絡をする。1ヶ月を超える連続した長期欠席になった場合は医師の診断書等を提出してもらう場合がある。
- (2) 遅刻をした場合は職員室に立ち寄り、遅刻届に必要な事項を記入した後、教室に入室し担任に提出する。
- (3) 体調不良やトイレで中抜けをする場合は、教科担任から退出時刻を書いた中抜け用紙をもらい、職員室で時刻を記入してもらった後、教室へ戻り教科担任に提出する。
- (4) 保健室を利用した場合、保健室利用カードを教室へ戻り次第教科担任に提出する。
- (5) 5日連続して欠席した場合は、担任が状況確認のために家庭訪問することになっています。(道内公立高校統一ルール)



- (1) 担任対応、保護者連絡  
改善が見られない場合には、保護者を含む面談
- (2)～(5)  
担任対応、保護者連絡  
複数回続く場合には保護者へ情報共有
- (5) 担任が家庭訪問

#### (5) 職員室入室

- (1) 職員室入室の際は、身だしなみを整えて、上着やかばん等は廊下に置き、学年・組・名前・要件を伝え、職員室内では敬語での会話を徹底する。



- (1) 全教職員・担任指導

#### (6) 早退

- (1) 早退は保護者了解のもと認められる。担任の許可を得て早退届に必要な事項を記入し、帰宅後は速やかに学校へ連絡をする。次の登校日に保護者印を押した早退届を提出する。保護者の送迎を原則とするが、難しい場合には公共交通機関等を利用し帰宅する。



- (1) 担任対応、保護者連絡

#### (7) 放課後の施設使用および活動

- (1) 放課後の活動で残留する場合は、教員または外部指導者等の大人がついていないと認めない。
- (2) 活動がない生徒が放課後、学校に残ることは認めない。JRや町営バス待ちは、駅または公営塾とする。また、自家用車待ちは、職員室前長机椅子とする。
- (3) 平日は18時10分完全下校とする。  
(JR鶴川駅18:30分発)  
※活動の担当教員からの申し出があった場合のみ、19時30分完全下校を許可する場合がある。  
(JR鶴川駅20:03分発)



- (1) 活動に対応する全教員指導
- (2) 全教員指導
- (3) 活動に対応する全教員指導

#### (8) 生徒玄関の施錠

- (1) 8時45分から放課後まで防犯上、玄関を施錠する。
- (2) 放課後は、16時50分に施錠。施錠後は職員玄関を利用する。



- (1) 全教員指導
- (2) 活動に対応する全教員指導

#### (9) 器物破損

(1) 公共物や学習用具を大切に扱う。誤って破損させた場合は速やかに担任に申し出る。机や壁への落書きや学校の備品に傷を付ける行為をした場合は弁償とする。



(1) 誤って破損の場合  
学年指導部指導と保護者連絡  
・故意や隠ぺいの場合  
生徒指導部長指導か特別指導  
復帰できるものは直させる。

### (10) 私物・不要物

(1) 基本的に授業や放課後活動に必要としないものを私物・不要物とし、学校への持ち込みを禁止する。また私物や不要物を学校に放置することも禁止する。

(以下はその例)

- ・あめ・ガム等お菓子全般
- ・カップ麺(配水管詰まり防止)
- ・性に関するもの
- ・ゲーム機・カードゲーム類
- ・通学用の鞆に収まらないもの
- ・多額の現金

(2) 部活動などで使用する私物の置き場所については、顧問の指示に従う。(楽器、道具、ユニフォーム等)



(1) 担任預かりとする。今後、学校に持ち込まないことを約束し放課後に返却する。複数回指導しても応じない場合は保護者連絡。保護者連絡を経ても改善が見られない場合には帰宅指導とする。保護者来校の上、今後学校に持ち込まないことや放置しないという指導に従うことを約束できた場合、再登校を認める。

(2) 活動に対応する全教員指導

### (11) スマホ(スマートフォン・携帯電話)・イヤホン、ヘッドホン

(1) SHRや授業開始2分前の予鈴が鳴ったら、スマホをカバンの中に入れ、端末を机の中に入れる。以後授業時間内に教科担任の指示以外で使用したり、授業に関係のない用途で使用することを認めない。

(2) スマホの使用は教室内、生徒ホールのベンチ、職員室前のみとし、廊下やトイレ等では使用できない。安全上歩きスマホをしてはいけない。また、校内では常にマナーモードにする。

(3) 学校Wi-Fiは、北海道教育委員会のきまりで学習活動以外では使用できないため、授業時間以外の時間帯で私的な使用をすることを認めない。

(4) 学校Wi-Fiを使用しない場合に限り、音楽を聴いたり、YouTubeを視たり、ゲームをしたりしてもよいが、必ずイヤホン・ヘッドホンを使用する。安全上、周囲の音や放送が聞こえる音量にする。またイヤホン・ヘッドホンについては教室外での使用を認めない。

(5) 勝手に写真や動画を撮ったり、SNSに上げたりしてはいけない。他者が不快になる行為をしてはいけない。



(1) 違反回数により各指導となる

- ・1～4回の場合、担任指導
- ・5回目で学年指導部指導、保護者連絡
- ・6～9回の場合、担任指導の後、放課後まで担任預かり
- ・10回目で、生徒指導部長指導と保護者連絡。その後1週間スマホの持込禁止

※ルールを同日に2回違反した場合は、放課後まで担任預かり

(2)～(4) 全教員指導、複数回続く場合には保護者連絡か保護者を含む面談

(5) 状況に応じて指導。場合によっては特別指導もありえる。

### (12) 飲食

(1) 昼食は、HR教室他、多目的室、1・2階生徒ホールでとる。授業中の食事や、あめ・ガム等お菓子全般の持ち込みは、ゴミの分別の妨げや学校の汚れにつながるため、禁止とする。また、飲食する場合には座って決められた場所で食べることを原則とする。

(2) 移動教室時等は飲みかけの缶やペットボトル、食べかけの飲食物を机に出しっ放しにせず、鞆の中にしめる。



(1) 全教職員指導  
飲食のきまりが守られない場合、自動販売機の使用が停止  
また複数回続く場合には、保護者連絡、保護者を含む面談

(2) 全教職員・担任指導  
また複数回続く場合には、保護者連絡、保護者を含む面談

### (13) 自転車通学

(1) 自転車通学は、点検を受けた自転車にステッカーを貼った上で、通学を認める。

(2) 冬期間(降雪期間)の自転車通学は禁止です。期間は交通



(1) 許可を得ないで自転車通学した場合、自転車を預かり、生徒指導部で施錠し保管する。取りに来たと

安全委員会から都度連絡がある。その他交通安全委員会から出される規則を遵守すること。  
(3) 道路交通法を遵守すること。

きに指導する。  
(2) 担任・学年指導部指導  
保護者連絡  
(3) 状況に応じて特別指導もあ  
える。

#### (14) 貴重品

(1) 原則、貴重品は学校に持ち込まない。もし、必要性があつて持ち込んだ場合、必ず、個人ロッカーに入れて、自己管理を徹底する。(鍵を付けるかどうかは個人扱い) 紛失、盗難の場合は原則自己責任となるため、日ごろより貴重品は持ち込まないよう注意すること。  
(2) ロッカーに南京錠はつけても構いませんが、ダイヤル式を購入し、その番号を担当に報告すること。その場合、他人には絶対に番号は教えないようにすること。知られた場合、防犯上、鍵を替えること。南京錠は各自で購入。必要な場合に限り、長さ6cm幅4cm以内の南京錠を用意すること。



(1) 担任指導  
場合によっては紛失・盗難時に生徒指導部も対応  
  
(2) 担任指導

#### (15) 運転免許

(1) 車両運転免許の取得は原則として禁止する。ただし、3学年の普通自動車運転免許取得については、所定の条件を満たした者に届出によって許可する。  
取得条件とは  
① 11月までの成績で出席不良・成績不振の科目がないこと。  
② 学校諸納金の未納がないこと。  
③ 本人と保護者が本規定について説明を受けること。  
④ 原則、申し込み時点で進路先が決定している状態であること。  
  
(2) 自動車学校への通学は11月中旬の保護者説明会 出席後からとします。ただし、その後の成績会議で上記①が出た場合、解消されるまで一旦通学中止となります。  
  
(3) 合宿免許については、合宿期間内に取得できず、延長教習となった結果、冬休み明けの授業を欠席する事案が複数件発生した事例があるため、現在は認めていません。ただし3月1日の卒業式以降であれば認めます。  
※R8.4.1以降、17歳半で仮免・本免の受験資格あり。ただし、免許交付は18歳以降。  
  
(4) 免許取得後は、保護者管理の下、卒業時まで運転を禁止する。



(1)～(3)  
担任・学年指導部指導  
保護者連絡、場合によっては保護者を含む面談

(4) 生徒指導部長指導  
2回目の指導は特別指導

#### (16) 卒業生を含む学校関係者以外との交流について

(1) 卒業生を含む学校関係者以外の知人と校地内で待ち合わせたり、用事等を済ませたりすることを禁止する。やむを得ない事情がある場合には必ず担任に報告する。  
 (2) 卒業生が来校する場合、事務室で来校者カードに記入し、基本的には卒業担任が対応する。防犯上、勝手に構内を歩き回らない。



(1) 直ちに卒業生に対して警察へ通報することを伝え、本校生徒の保護者へ連絡をし、校外で会うように理解を求める。  
 本校生徒へは担任・学年指導部指導  
 (2) 全教員対応  
 (※原則、卒業担任)

### (17) 授業

(1) 全員が授業に集中できる環境を作り出す努力をし、周囲の集中力を妨げたり、先生の授業を止めたりする行為(授業を妨害する行為)はしない。  
 例えば:指導不服従、私語、立ち歩き、暴言、飲食など。  
 (2) 教科書等教材は、教室後ろの棚にある個人置き勉強ボックス内に収納して構わない。ただし収まりきらないものは持ち帰る。また、ボックス内のプリント類は定期的に整理整頓する。(机の中に一切の教材・プリント類を入れて下校してはいけない。)  
 (3) 授業中は教科書などの教材とともに1台端末を使用する。授業に関係ない作業などは認めない。1台端末は毎日持ち帰り充電をしてくる。端末を忘れても、職員室では原則貸し出せない。また充電が切れたり端末を忘れてきても、スマホを使用することは認めない。  
 (4) 授業中の水分補給を認める。



(1) 全教員指導  
 指導に複数回従えない場合などは、保護者連絡、保護者を含む面談、場合によっては特別指導もありえる。  
 (2) 担任・学年指導部指導  
  
 (3) 全教員指導

### (18) 体育館の使用

(1) 朝、放課後の体育館の使用は、部活動以外は認めない。使用する場合は時間と内容を顧問と確認を取り許可を得る。  
 部活動以外で、特別な理由で使用する場合は、学校に許可を取り教員がついた場合に限り認める。



(1) 活動に対応する全教員指導

### (19) その他

(1) 以下のような行為は禁止する。  
 ・他学年の教室に入る。  
 ・防火扉に触る。  
 ・窓の縁に上ったり、座ったりする。  
 ・窓から飛び降りる。  
 ・教室や廊下でボール遊びをする。  
 ・廊下やホールの地べたに座ったり、寝転がったりする。  
 ・校内で大きな音や奇声を発する。  
 ・口笛、スマホや Bluetoothスピーカー等から音を流したりする行為等。  
 ※特に職員室前廊下で大声を出して歩くことは、会議の妨げとなるので意識して通ること。



(1) 全教員指導  
 複数回続く場合や指導に従わない場合は、担任指導・保護者連絡  
 あまりに危険な行為については学年指導部指導、場合によっては生徒指導部長指導もしくは特別指導

## 3 校外のきまり

### (1) 帰宅時間

<p>(1) 帰宅時間は21時までとする。深夜徘徊・夜遊び等による不良行為を禁止とする。  (2) 外出時には身分証明書を携帯し、保護者に行き先、目的、帰宅時間、同伴者等を伝える。</p>	⇒	<p>(1) 特別指導</p>
<b>(2) 外泊</b>		
<p>(1) 原則、外泊はしない。  (2) 特別の理由で外泊する時は、双方の保護者の許可を得る。</p>	⇒	<p>(1) 特別指導</p>
<b>(3) 長期休業</b>		
<p>(1) 休業中の生活の心得に則った生活を送る。  (2) 登校後にトラブルがおきるため、染髪はしてはいけない。もしした場合は、元の状態に戻させる。</p>	⇒	<p>(1)～(2)  担任・学年指導部指導</p>
<b>(4) 飲食店利用</b>		
<p>(1) 飲食店で酒類を主として販売、提供をする居酒屋などへの立ち入りは禁止とする。  (2) 酒類を主として提供する飲食店等は、保護者同伴は可とするが、生徒だけで利用することを禁止とする。</p>	⇒	<p>(1)～(2)  特別指導</p>
<b>(5) SNSなどの利用</b>		
<p>(1) ブログ、ツイッターなどSNSで個人情報(学校名、フルネーム)を公開しない。  (2) SNS等に他人を誹謗、中傷する書き込みをしない。  SNS等に実名で誹謗中傷の書き込みがあった場合やSNS等に飲酒や喫煙、その他の触法行為をうかがわす記事を投稿することを禁止する。  (3) トラブルが発生した場合は、すぐに保護者に報告し、学校(担任)に連絡する。</p>	⇒	<p>(1) 担任・学年指導部指導  (2) 状況に応じて指導。場合によっては特別指導もありえる。</p>
<b>(6) アルバイト</b>		
<p>(1) アルバイトをする場合には、アルバイトの目的が家計の補助や進学費用等のやむを得ない理由であることを前提とし、下記の基準を全て満たす場合に許可するので、アルバイト届を速やかに提出する。違反が発覚した場合には、発覚した日から1か月間アルバイトを禁止とする。  <b>【アルバイトの条件】</b>  ① アルバイト届を必ず提出する。  ② 出席率が8割に満たない科目がないこと。※ただし、出席率が8割を超えた場合、再開を認める。1年生は前期中(4月～9月まで)、アルバイトは原則禁止。風俗営業、危険な作業、健康に有害な作業、深夜、酒類を主として販売、提供する業務は禁止。また21時までに帰宅できないアルバイトは禁止する。</p> <p>(2) 無許可でアルバイトを行った場合は以下の通りとする。  ① <u>上記の許可基準を満たしている場合</u>  事実が発覚した日から1週間以内にアルバイト届を提出し、学校の指導を受ける。  ② <u>上記の許可基準を満たしていない場合</u>  直ちに雇用関係を解約し、学校の指導を受ける。</p>	⇒	<p>(1) 違反が発覚した日から1ヶ月間アルバイトを禁止  担任・学年指導部指導</p> <p>(2)  ① 担任・学年指導部指導</p>

(3) 一度、アルバイトが許可された場合でも、上記の許可基準（生徒本人に関するもの）を満たさなくなった場合は直ちにアルバイトを中断する。

②生徒指導部長指導  
さらにこの指導後に違反した場合、特別指導  
(3)担任・学年指導部指導

#### 4 一般心得

##### (1) 不良・触法行為

(1) 不良行為・触法行為を禁止する。(飲酒、喫煙、暴力、破壊行為、交通違反、SNSによる誹謗中傷、盗撮や盗聴、わいせつな画像や動画の送受信など)

(2) ノンアルコール飲料や電子タバコは、ニコチン、タールを含んでいなくとも、禁止する。

※法的にはアルコールが1%未満であれば「ノンアルコール飲料」を名乗れるため、実際はアルコールが含まれているものもあります。

※国は法律によって、電子タバコの未成年者への販売を禁止しています。

(3) 学校へのマッチ・ライターなどの火気の持ち込みは禁止する。誤ってポケットに入っていた場合など、速やかに担任に預け用途を説明すること。



(1)～(2)  
情報を得た場合には、事実確認をし、特別指導  
(3)情報を得た場合には、事実確認をし、担任・生徒指導部指導  
場合によっては特別指導

#### 5 服装・頭髪

**頭髪指導の基本的な考え方**

- ◎本校では、日常の学校生活から、進学や就職の試験・面接等を受けに行くときと同じ状態の頭髪を基準とし、指導をする。
- ◎本校在学中の頭髪を指導基準とするため、4月・8月・1月に、全校一斉身だしなみ検査(服装・頭髪検査)を実施し、定期的にチェックする。また、毎日のSHRや授業時にも日常的にチェックする。
- ※地毛が明るい生徒や、過去に染髪・脱色経験がある生徒については、入学当初に、本人・保護者の両名から本校の教員にお伝えください。
- ◎全校集会時には、学年による頭髪・服装指導を行い、違反者には個別で指導する。
- ◎指導に応じない場合は、一旦帰宅させ、家庭との連絡を取り、改善後改めて指導・点検を行う。
- ◎指導を受け帰宅後再登校してきた場合は、教室に入る前に点検を行う。

**(1) 頭 髪**

- (1) 染髪、脱色をしない。  
(ドライヤーや、日焼け、ヘアアイロンなどの加熱による色の変化も含む。)
  - (2) パーマやエクステンションをつける等、髪への加工はしない。  
(コテ・アイロン・ウェーブ加工も含む。)
  - (3) 整髪料を極度に多く使わない。
  - (4) 剃りこみ・盛り髪・スジ入れをしない。
  - (5) おでこの生え際以上刈り上げたり、モヒカン系にしたりしない。
- ※12ページの補足2の写真参照。  
令和6年度からツブブロックを解禁しているが、おでこの生え際以上刈り上げてはいけない。

※上記に違反しているが、髪を切らなければならない場合や加工をその場ですぐに直せない場合に限り1週間の猶予を認める。



- (1)～(5)
- 全教職員指導・担任・学年指導部指導。その場で直せるものは直させますが、すぐに直せない場合や指導に従えない場合には、保護者連絡をし、帰宅指導。左記の内容に触れない状態にした後に、再登校し生徒指導部に許可を得てから通常の授業に戻る。  
(翌日以降になることもありえる。)

※学年指導部指導・保護者連絡をしてから1週間が経過しても改善が見られない場合、再度保護者連絡をし帰宅指導。左記の内容に触れない状態にした後に、再登校し生徒指導部に許可を得てから通常の授業に戻る。2回目以降同じ指導を受けた場合には、保護者連絡をし、帰宅指導。この場合1週間の猶予はない。家庭で左記の内容に触れない状態にした後、再登校できる。

**(2) 服装**

正装時	儀式、および、デュアルシステム・むかわ学発表会・進路系の外部講師講演等で、正装がどうしても必要なものを各分掌・学年で検討の上、年間行事予定表と月間行事予定表に表記するので、生徒は自分でそれを確認し、学生服を着用して登校する。
上記以外の平常時	学生服、白セーラー、白Yシャツ、ポロシャツ、Tシャツから選ぶ。 ただし、部活動後の下校時は、部活動の格好でも可能とする。 また、寒暖調節で直接、白セーラー、白Yシャツ、ポロシャツ、Tシャツの上にアウター着用を可能とする。
熱中症対策 厳重警戒時	ジャージ、Tシャツ(おへそが見えるような短い・小さいものは禁止)、ハーフパンツ(短パン)可。

特別事情の 異装	<p>特別な事情だと生徒指導部が判断した場合、上記の服装をとらず、異装を認める。異装は学校指定の上下ジャージ・ハーフパンツのみ認める。</p> <p>「異装届」は1校時が始まる前までに職員室前で記入し、担任に提出する。担任は生徒指導部員の検印をもらいコピーをとる。担任はコピーを職員室掲示板に貼り、「異装届」を生徒へ渡す。生徒は「異装届」を携帯し、授業または声をかけられた先生に見せる。</p> <p>ただし、学生服を忘れた場合は特別な事情とは認めないので、いったん帰宅して学生服を着てから再登校する。</p>
-------------	---

**(ア) 詰衿型**

(1) 本校指定の学生服(詰衿・スラックス、白Yシャツ)を正装とする。学生服を加工・変形しない。

(2) 学生服は第1ボタンまでしっかりと締め、白Yシャツは第2ボタンまでとめ、スラックスから出さない。

※直せないような汚損・破損や紛失した場合などは、すぐに基準に合ったものを購入すること。



(1)～(2)

全教職員指導・担任・学年指導部指導。その場で直せるものは直させるが、すぐに直せない場合や指導に従えない場合には、保護者連絡をし、帰宅指導。左記記載の状態にした後に、再登校し生徒指導部に許可を得てから通常の授業に戻る。(翌日以降になることもありえる。)

**(イ) セーラー型**

(1) 本校指定の学生服(セーラー・スカート)を正装とする。学生服を加工・変形しない。

(2) スカート丈は膝頭にかかる程度の長さとする。

※11ページの補足1の写真参照。

(3) 無地のタイツやストッキングの着用を認める。

※直せないような汚損・破損や紛失した場合などは、すぐに基準に合ったものを購入すること。



(1)～(3)

全教職員指導・担任・学年指導部指導。その場で直せるものは直させるが、すぐに直せない場合や指導に従えない場合には、保護者連絡をし、帰宅指導。左記記載の状態にした後に、再登校し生徒指導部に許可を得てから通常の授業に戻る。(翌日以降になることもありえる。)

**(ウ) 膝掛け・アウター**

(1) 授業中、膝掛けを使用してもよいが、羽織ったり、机の上に置いたりしてはいけない。

(2) 授業中のアウターについては、校内での防寒着として着用を認める。また、その時は白Yシャツかポロシャツ、Tシャツの上に直接アウターを着ることを認める。アウターとは、ジャージ(学校指定・部活動・私物)・コート・ジャンパー・パーカー・トレーナー・カーディガン等の制服以外の上着(防寒着)のことを指す。行事において正装が望ましいと判断した場合、アウターを着ずに参加してもらうことがある。その場合は連絡があるので、指示に従うこと。



(1) 全教職員指導・担任指導・複数回続く場合には保護者連絡

(2) 全教職員指導・担任指導

**(エ) 部活動中の服装**

(1) 部活動中の服装・装飾品については、顧問の指導に従う。  
 (2) 部活動終了時は、ジャージのまま下校することもできる。  
 (3) 着替えは更衣室で行うこと。男子は格技場。女子は体育館更衣室。それ以外の場所での更衣は認めない。



(1)～(3)部活動顧問指導

**(オ) ジャージの着方**

(1) 学校指定のジャージ・ハーフパンツを着用する。  
 (2) ジャージの裾を折ってはかない。  
 (3) 着替えは更衣室で行うこと。男子は格技場。女子は体育館更衣室。それ以外の場所での更衣は認めない。



(1)～(3)  
 全教職員指導・担任指導・複数  
 回続く場合には保護者連絡

**(3) はきもの**

**【クツ】**  
 (1) サンドル・クロックス、下駄箱に入らないクツでの登校は禁止する。(長靴は除く)  
 (2) 上靴は学校の指定したものをはき、忘れた場合は異装届を提出して学校のスリッパをはくこととする。  
 (3) 靴への落書きはしない。落とせない場合は、新しく購入とする。  
 (4) 体育の授業で指定外の靴をはくことは認めるが、授業が終わり次第すぐにはき替える。  
 (5) 靴箱は3年間同じ物を使用する。扉は丁寧に扱うこと。万が一、破損させた場合には弁償とする。



(1)～(3)担任・学年指導部指導。きまりに合わないものをはいてきた場合は、きまりに即したものをはいてくることを約束し、翌日の登校時に点検。翌日も直していない場合は、保護者連絡をし、帰宅指導。家ではき直した後、再登校。  
 (4) 担任・保健体育科指導  
 (5) 担任・学年指導部・保護者連絡  
 故意の場合には、生徒指導部部長指導もしくは特別指導

**(4) その他(化粧・装飾品等)**

(1) 化粧、マニキュアはしない。  
 (2) まゆげを加工した場合、生えるまで手を加えないこと生えてくるまで眉書きは認める。  
 (3) ピアス、指輪、ネックレス、カラーコンタクトレンズ、輪郭強調コンタクトレンズ、変色カラーレンズ、タトゥ等、装飾目的となるものについては身につけない。特に耳に穴をあけない。透明ピアスも装飾品とみなす。  
 (4) 香水はつけてこない。



(1)～(2)  
 全教職員指導・担任・学年指導部指導。その場で直せるものは直させますが、すぐに直せない場合や指導に従えない場合には、保護者連絡をし、帰宅指導。左記記載の状態にした後に、再登校し生徒指導部に許可を得てから通常の授業に戻る。(翌日以降になることもありえます。)  
 (3)～(4)  
 装飾品は発見しだい担任預かり。保護者連絡をし放課後に返却。ただし、2回目以降は卒業まで預かり。)透明ピアスやカラーコンタクト等については衛生上のことがあるので、学校で廃棄処分とする。

**※ 熱中症対策**

環境省熱中症予防情報サイト熱中症警戒アラートページで、前日の12時時点で8:45～15:55の授業時間帯に厳重警戒時間がある場合、熱中症対策服装を認め、前日の昼SHR及びclassroom全校生徒で知らせる。

登下校時は、正装または通常の夏季略装だが、授業時間帯に限り、熱中症対策としてジャージ・T

シャツ(おへそが見えるような短い・小さいものは禁止)・ハーフパンツ(指定の物以外でも可)での授業を認める。登校後、男子は格技場、女子は体育館更衣室で着替える。下校時には、普段どおりに着替え直してから下校する。※当日になり、厳重警戒の時間が無くなっても、逆に前日の12時に厳重警戒の時間が無くても、当日になって厳重警戒の時間が発生した場合も認める。

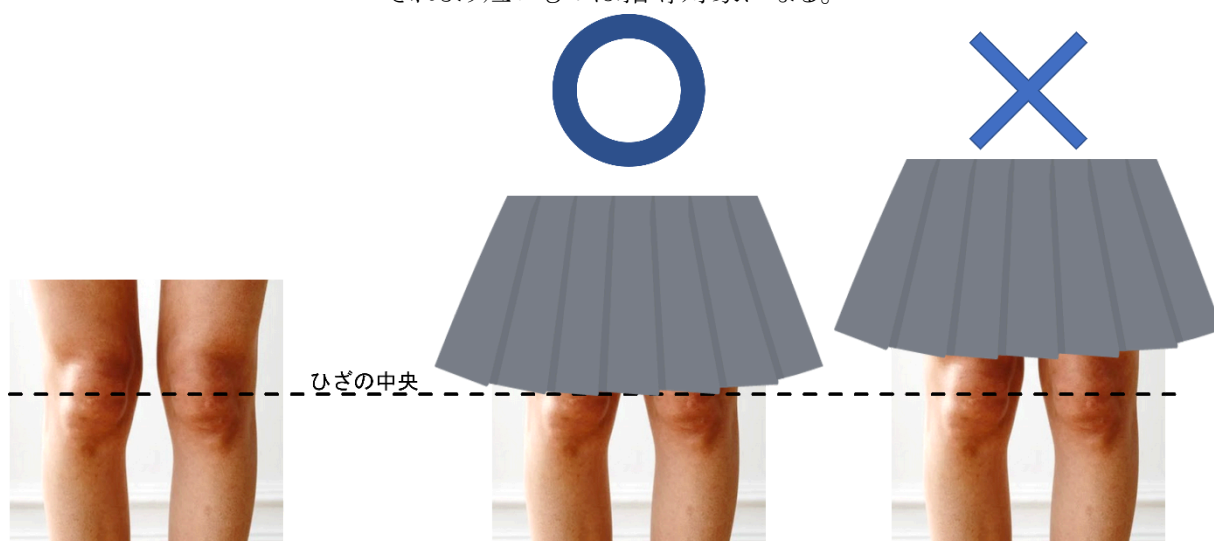
#### 『ハンディ扇風機の使用について』

授業中の使用を認める。ただし、周囲への音の関係で羽根の直径は15cm以内とする。また、充電は認めず、持込は自己責任とするので、きちんと自己管理をする。

#### 補足

※スカートについては、次の画像を参考にしてください。

「膝頭にかかる」 → 「膝の中央(下図の点線部分)にかかる」  
それより短いものは指導対象になる。



令和8年3月23日改訂